会長		担当理事		会計	

感対第５８１－１号
令和４年７月１３日

関係医療機関等の長　様

埼玉県保健医療部長　山﨑　達也
（公印省略）

「令和４年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業」について（通知）

本県の感染症対策の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した標記補助事業を実施するため、事業実施要綱並びに補助金交付要綱を制定しました。

つきましては、当該補助金の交付を希望される医療機関等におかれては、要綱や各補助事業の「留意事項等について」等を参照いただき、下記のとおり交付申請書及び関係書類を御提出ください。

また、令和４年度については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況は見込み難いことから、当該補助金の交付申請を令和４年４月から９月末までの期間を対象としています。１０月以降の対応については、国において、今後の感染状況、執行状況等を踏まえて検討されるとのことですので、予め御承知おきください。

なお、令和２年度及び３年度の設備整備事業補助金の交付を受けた施設におかれては、消費税仕入控除税額の報告・返還が必要となりますので、御協力よろしくお願いいたします。

記

１　対象となる補助事業
（１）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
（２）帰国者・接触者外来等設備整備事業
（３）感染症検査機関等設備整備事業
（４）新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業
（５）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業（設備整備）
※　上記の事業については市町村を通じて交付申請できる場合がありますが、同じ事業を県と市町村の両方に申請しないようにしてください。

２　埼玉県ホームページでの掲載
当該事業に係る事業実施要綱、補助金交付要綱、様式、Ｑ＆Ａなどについては、埼玉県ホームページの次のＵＲＬに掲載していますので、御覧ください。
また、提出する様式については、ダウンロードして提出してください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi_r4.html
ページ番号：２１８９５３

埼加八潮医師会
収受
4.7.15
第425号

3　提出期限

令和４年８月５日（金）までに電子メールで提出してください。

【送付先】

電子メール　a3510-30@pref.saitama.lg.jp

件名は、「補助金交付申請（医療機関等名）」とお書きください。

※申請提出を電子メールで行えない場合は、提出期限内に担当へ連絡してください。

4　提出書類

（１）R4 補助金交付申請チェックシート

（２）設備整備事業_入力様式（個別シート必須作成ア～ク、選択作成ケ～）

ア　申請者・担当者名簿

イ　様式第１号（交付申請書）

ウ　別紙１　（計画書）

エ　別紙１－１（必要理由明細書）

オ　別紙１－２（誓約書）

カ　別紙２　（所要額調書）

キ　別紙２－１（明細書）

ク　予算書抄本

ケ　別紙２－１（１）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業明細

コ　別紙２－１（１）個人防護具明細（入院医療機関）

サ　別紙２－１（２）帰国者・接触者外来等設備整備事業明細

シ　別紙２－１（２）個人防護具明細（帰国者・接触者外来等）

ス　別紙２－１（３）感染症検査機関等設備整備事業明細

セ　別紙２－１（４）新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業明細

ソ　別紙２－１（５）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業（設備整備）明細

タ　別紙２－１（５）個人防護具　明細（救急・周産期・小児）

（３）その他参考となる資料（カタログ、見積書　等）

5　適用期間

令和４年４月１日以降に契約し令和４年９月３０日までに整備するもの。

なお、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するため、通常の補助事業とは異なり、内示・交付決定等を受ける前に事業を行うことが可能です。

6　その他

予算の範囲内において事業を実施するため、必要最小限の数を申請していただくようお願いいたします。

交付申請全体の申請額が予算を上回る場合には、交付申請の全部又は一部について申請に添えない場合がありますので、予め御承知おきください。

担当：感染症対策課（補助金・宿泊療養担当）
電話：（分室）048-830-7530/FAX：048-830-3641
E-mail：a3510-30@pref.saitama.lg.jp

令和４年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業補助金
交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等に係る設備整備事業であって、県が適当と認めるものについて、当該事業を実施する医療機関等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業は、「令和４年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」に基づき、第５条に定める事業計画書に記載されたものとする。

（補助対象期間）

第３条　この補助金の対象とする期間は、令和４年４月１日から令和４年９月３０日までとする。

ただし、補助対象期間については変更する場合がある。

（交付申請書の様式等）

第４条　規則第４条第１項の申請書の様式は、様式第１号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（添付書類）

第５条　前条の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）事業計画書（別紙１）

（２）所要額調書（別紙２）

２　規則第４条第２項第１号及び第２号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

３　規則第４条第２項第５号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。

（１）当該事業に係る歳入歳出予算書抄本

（２）その他参考となる資料

（交付額の算定方法）

第６条　この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額を予算の範囲内において交付する。

（１）別表第１欄に定める事業区分ごとに、別表第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費に係る実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

（２）（１）による選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第４欄に規定する補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものと

する。

（変更申請手続）

第７条　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第４条から第６条の規定に準じた手続により行うものとする。

この場合、申請書の様式は、様式第１－２号とする。

（交付の条件）

第８条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

（２）事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

（３）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（５）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、規則第１９条により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

なお、この期間については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が定める期間を準用する。

（６）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（８）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、様式第５号により速やかに知事に報告しなければならない。事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに報告できないときは、令和６年５月３１日までにその旨報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（９）この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（10）この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

(11) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(交付決定通知書の様式)
第９条　規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第２号のとおりとする。

(補助金の支払い)
第１０条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。
　ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払又は部分払をすることができる。

(状況報告)
第１１条　補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)
第１２条　規則第１３条の実績報告書の様式は、様式第３号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後３０日以内とする。
　ただし、本実施要綱・交付要綱策定前において、事業が既に完了している場合等について、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(添付書類)
第１３条　前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければばらない。
（１）所要額精算書（別紙３）
（２）事業実績報告書（別紙４）
（３）当該事業に係る歳入歳出決算書（見込）の抄本（当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること）
（４）その他参考となる資料

(確定通知書の様式)
第１４条　規則第１４条の確定通知書の様式は、様式第４号のとおりとする。

(補助金の返還)
第１５条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。
２　知事は、前条に規定する補助金の確定の結果、補助金に不足を生じた場合であっても、不足額を支払わないものとする。

(その他)
第１６条　この交付要綱に定める補助対象事業については、第１条第２項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）

及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成１２年厚生省・労働省令第６号）の適用がある。

附　則

この要綱は、令和４年６月２７日から施行する。なお、令和４年４月１日から適用する。

別表（第６条関係）

１　事業区分	２　基準額	３　対象経費	４ 交付率
（１）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	知事が必要と認めた額 （上限額） ・初度設備費 １床当たり　133,000円	令和４年度の入院施設の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	10/10
	・人工呼吸器及び付帯する備品 １台当たり　5,000,000円 ・個人防護具 １人当たり　3,600円 ・簡易陰圧装置 １床当たり　4,320,000円 ・簡易ベッド １台当たり　51,400円 ・体外式膜型人工肺及び付帯する備品 １台当たり　21,000,000円 ・簡易病室及び付帯する備品 １式当たり　実費相当額 ※　簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。	設備購入費等（個人防護具を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費）	

1　事業区分	2　基準額	3　対象経費	4 交付率
（2）帰国者・接触者外来等設備整備事業	知事が必要と認めた額 （上限額） ・ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る。） １医療機関当たり　905,000円 ・ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション １台当たり　205,000円 ・個人防護具 １人当たり　3,600円 ・簡易ベッド １台当たり　51,400円 ・簡易診療室及び付帯する備品 １式当たり　実費相当額 ※　簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を提供する診療室をいう。	設備購入費等（個人防護具を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費）	10/10
（3）感染症検査機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額 （上限額） （ア）次世代シークエンサー １台当たり　実費相当額 （イ）リアルタイムＰＣＲ装置（全自動ＰＣＲ検査装置を含む。） １台当たり　実費相当額 （ウ）等温遺伝子増幅装置 １台当たり　実費相当額 （エ）全自動化学発光酵素免疫測定装置 １台当たり　実費相当額	設備を購入するために必要な設備購入費（使用料及び賃借料、備品購入費）	10/10

1　事業区分	2　基準額	3　対象経費	4 交付率
	※　(ア) ～ (エ) について、検査に必要不可欠であり、検査装置と一体的に利用する備品（１台当たり１０万円以上）は補助対象とする。		
（４）新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額 （上限額） ・超音波画像診断装置 １台当たり　11,000,000円 ・血液浄化装置 １台当たり　6,600,000円 ・気管支鏡 １台当たり　5,500,000円 ・ＣＴ撮影装置 等 （画像診断支援プログラムを含む） １台当たり　66,000,000円 ・生体情報モニタ １台当たり　1,100,000円 ・分娩監視装置 １台当たり　2,200,000円 ・新生児モニタ １台当たり　1,100,000円	設備を購入するために必要な設備購入費（使用料及び賃借料、備品購入費）	10/10
（５）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	知事が必要と認めた額 （上限額） ・初度設備費 １床当たり　133,000円	令和４年度の疑い患者の入院施設の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費）及び備品購入費	10/10

1　事業区分	2　基準額	3　対象経費	4 交付率
	・個人防護具 １人当たり　3,600円 ・簡易陰圧装置 １床当たり　4,320,000円 ・簡易ベッド １台当たり　51,400円 ・簡易診療室及び付帯する備品 一式当たり　実費相当額 ※　簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。 ・ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る） １医療機関当たり　905,000円 ・ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション １台当たり　205,000円 ・消毒経費 一式当たり　実費相当額 ・救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品 １医療機関当たり　300,000円 ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器 １台当たり　1,500,000円	設備購入費等（個人防護具を購入するために必要な需用費（消耗品費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）	

令和４年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業実施要綱

令和４年６月２７日
保健医療部長決裁

１　目　的

この要綱は、県内の医療機関等が、新型コロナウイルス感染症への対応として必要となる設備の整備等を行い、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を強化することを目的とする。

２　事業内容

（１）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

ア　目的

新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療を提供する医療機関（原則として、感染症指定医療機関における感染症病床以外の入院病床又は感染症指定医療機関以外の医療機関における入院病床に限る。以下「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」という。）において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

イ　実施者

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関

ウ　内容

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備整備を支援する。

エ　整備対象設備

（ア）新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費
（イ）人工呼吸器及び付帯する備品
（ウ）個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
（エ）簡易陰圧装置
（オ）簡易ベッド
（カ）体外式膜型人工肺及び付帯する備品
（キ）簡易病室及び付帯する備品

オ　留意事項

（ア）個人防護具の整備に当たっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備に当たっては、適切に管理すること。
（イ）整備した設備については、新型コロナウイルス感染症患者等発生までの間において、保守点検を行うなど、整備した医療資器材等を使用できる体制を整えること。
（ウ）事業実施に当たっては、対象医療機関が通常使用している医療資器材について

事前に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。

（２）帰国者・接触者外来等設備整備事業

ア　目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する帰国者・接触者外来等を設置することにより、県民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする。

イ　実施者

帰国者・接触者外来等（※）

※　対象医療機関等については、下記の厚生労働省通知等に基づき設置されたものに限り認める。

（ア）「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和２年２月１日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者･接触者外来､「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和２年９月４日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された診療・検査医療機関及び感染症専用の外来部門。

（イ）「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」について」（令和２年５月１０日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された医療機関。

ウ　内容

帰国者・接触者外来等の設備整備を支援する。

エ　整備対象設備

（ア）ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

（イ）ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション

（ウ）個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）

（エ）簡易ベッド

（オ）簡易診療室及び付帯する備品

オ　留意事項

個人防護具の整備に当たっては､各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備に当たっては、適切に管理すること。

（３）感染症検査機関等設備整備事業

ア　目的

新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的とする。

イ　実施者

新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関。

ただし、対象機関については、民間検査機関や医療機関等（※）とする。

※　感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号、以下「感染症法」という。）」第１９条又は第２０条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として県等が認めた医療機関に限る。

また、「今後のＰＣＲ検査の需要拡大に対応するための検査体制確保について」（令和２年５月１８日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（令和２年３月４日健感発０３０４第５号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を踏まえて整備を進めること。

ウ　内容

新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備を支援する。

エ　整備対象設備

（ア）次世代シークエンサー

（イ）リアルタイムＰＣＲ装置（全自動ＰＣＲ検査装置を含む。）

（ウ）等温遺伝子増幅装置

（エ）全自動化学発光酵素免疫測定装置

オ　留意事項

（ア）新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関は、県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。

（イ）新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関は、県等との委託契約に基づき行政検査を実施した際には、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和２年３月４日健感発０３０４第５号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に従い、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（ＨＥＲ－ＳＹＳ）に検査の結果を入力すること。

（４）新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

ア　目的

重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備することを目的とする。

イ　実施者

重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関とする。

ウ　内容

重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備を支援する。

エ　整備対象設備

（ア）超音波画像診断装置

（イ）血液浄化装置

（ウ）気管支鏡
（エ）ＣＴ撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）
（オ）生体情報モニタ
（カ）分娩監視装置
（キ）新生児モニタ

オ　留意事項

（ア）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関とは、体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、整備対象設備を組み合わせて、様々な容態の患者に対して、効果的な治療を行う医療機関とする。
（イ）新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであることから、特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすること。

（５）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

ア　目的

発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とする。

イ　実施者

疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関とする。

ウ　内容

疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援する。

なお、対象となる医療機関は保険医療機関に限る。

（ア）新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）及び備品購入費
（イ）個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
（ウ）簡易陰圧装置
（エ）簡易ベッド
（オ）簡易診療室及び付帯する備品
（カ）ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）
（キ）ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション
（ク）消毒経費
（ケ）救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品
（コ）周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器

オ 留意事項

（ア）「救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」は、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療

センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等とする。

（イ）本事業を実施する医療機関は、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する医療機関」として、県に登録を行うこと。

（ウ）本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

（エ）本事業の対象については、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。

（オ）個人防護具の整備に当たっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備に当たっては、適切に管理すること。

（カ）事業実施に当たっては、対象医療機関が通常使用している医療資器材について事前に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。

3　経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、令和４年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附　則

この要綱は令和４年６月２７日から施行する。なお、令和４年４月１日から適用する。

（別添）

個人防護具に関する規格参考例

マスク　感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、ＮＩＯＳＨ（米国国立労働安全衛生研究所）規格Ｎ９５、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。
顔面とマスクのフイットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひもで首周りと後頭部を押さえる構造であること。
鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されていること。

ゴーグル　防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製であること。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能であること。眼鏡をかけた者でも装着が可能であること。密封式タイプであること。

ガウン　耐水性のある不織布素材であること。
長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。
業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有するもの。

グローブ　水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材であること。
手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有しているもの。

キャップ　毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。
マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。
不織布素材であること。

フェイスシールド
防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着が可能であること。